

小平市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）に基づき、平成27年10月から個人番号の通知が開始される。

個人番号は、不正な利用等が行われないよう厳格に取り扱う必要があり、番号利用法では、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を国や独立行政法人が保有する場合について、一般の個人情報より厳格な保護措置を設けている。

地方公共団体が保有する特定個人情報については、番号利用法で、地方公共団体は、番号利用法の趣旨を踏まえた適正な取扱いが確保され、及び、開示、訂正、利用の停止等を実施するために必要な措置を講ずる旨を規定している。

そこで、市が保有する特定個人情報についても必要な措置を講ずる等のため、小平市個人情報保護条例を改正する。

2 改正の内容

(1) 番号利用法施行に伴う改正

- ① 番号利用法が直接適用されることに対応するための改正
- ② 番号利用法と同様の内容を規定するための改正

詳細は、資料②「小平市個人情報保護条例の改正内容」のとおり

(2) その他の改正

引用条文の整理（条例第21条）

3 施行期日

平成27年10月5日。ただし、次に掲げる改正規定は、それぞれに定める日。

(1) 情報提供等記録に係る改正規定

番号利用法の相当規定の施行の日

(2) 特定個人情報保護評価の第三者評価を実施するもの及び引用条文の整理に係る改正規定

公布の日